

ギリシャ共和国

	A ルート	B ルート	C ルート
I ルートの種類及び根拠	領事送達 (送達条約8条1項, 2項)	中央当局送達 (送達条約3条1項)	管轄裁判所送達 (事例) 条約又は二国間共助取決めはないが、送達の共助が行われたもの(行われ得るもの)
II ルートの選択基準	日本人に対する送達の場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで嘱託すると受送達者が受領を拒絶するおそれがある場合	民事又は商事に関する事件以外の事件
III 作成すべき文書等	1 嘱託書 (大使あて) 1通 写し 1部 2 送達報告書用紙 1通 3 送達すべき文書 (受送達者が日本語を解さない場合は、ギリシャ語又は受送達者が解する言語のいずれかの訳文添付) 1通	1 要請書 (中央当局の名称及び所在地についてはVI) 2通 写し 1部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語の訳文添付) ・任意交付による場合は、訳文不要 2通 3 善留航空郵便切手 (最高裁から中央当局への送付用)	1 嘱託書 (管轄裁判所あて—ギリシャ語又は英語の訳文添付) 1通 写し 2部 2 送達すべき文書 (ギリシャ語又は英語の訳文添付) 1通 写し 1部
IV 費 用	不 要	必 要 ※1	必 要
V 期 間※2	3箇月	6箇月 ※3	9箇月
VI 中央当局	名 称 Ministry of Justice, Transparency & Human Rights Directorate of Legislative Work, International Legal Relations and International Judicial Co-operation Department of International Judicial Co-operation in Civil and Criminal Cases 所在地 96 Mesogeion Av. Athens 11527 Greece		

※1 送達費用50ユーロを事前に支払います。

具体的には、最高裁への文書送付後、最高裁からの送金通知を受けてから、外貨送金し、その外国送金依頼書の写しを送金報告とともに最高裁に送付してください。最高裁は、受領証書の写しを文書に添付して送付手続をとることになります。

※2 「V 期間」欄には、過去の例において最高裁判所が外務省に通知した日から最高裁判所が嘱託庁に送達結果を通知するまでの平均所要期間（ただし、Bルートについては、平成26年度に嘱託した例（1件）の所要期間）を記載しましたが、同一国に対し、同一路トで嘱託しても期間にかなりの差が出ることがあります。

※3 事前の送金手続を含めた所要期間です。